

香川県立図書館資料収集方針

1 目的

この方針は、香川県立図書館として、幅広い県民の要求に応えるため、資料収集の基本的事項を定めることを目的とする。

2 基本方針

- (1) 県民の教養、調査研究、レクリエーション等に必要とされる資料を幅広く収集する。
- (2) 県内市町立図書館等を支援するために必要な資料を収集する。
- (3) 「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会 1954年採択、1979年改訂）の精神を尊重し、公平かつ偏りなく収集する。

3 収集する資料

- (1) 資料の種類は、図書、新聞、雑誌、AV資料及びその他必要な資料とする。
- (2) 資料の範囲は、主として明治期以降に刊行されたものとする。
- (3) 資料は、次の各部門別に収集するものとする。なお、詳細については、香川県立図書館部門別資料収集基準に定める。

① 一般資料部門

各分野にわたり様々な観点から幅広く体系的に収集する。特に調査研究に必要な資料の収集に努める。

② 郷土資料部門

郷土の文化を承継し保存していくため、郷土資料を積極的に収集する。

③ 児童資料部門

子どもの読書習慣を培い、知識、創造力を豊かにするために必要な児童資料を収集する。

④ AV資料部門

文字では伝達が困難な情報を提供するとともに、活字資料の機能を補完するために必要なAV資料を収集する。また、障害のある人が利用できる資料を収集する。

⑤ 巡回文庫部門

利用者の開拓、読書の普及をはかるために必要な資料を収集する。

4 収集の方法

収集の方法は、購入、寄贈、再用、生産、区分変更、保管換等とする。

5 資料の選定

資料の選定は、原則として資料選定委員会で行う。なお、詳細については、香川県立図書館資料選定委員会規程に定める。

6 資料の保存と廃棄

- (1) 県の中核図書館として、資料の保存に努める。
- (2) 資料の廃棄は、資料保存の機能を考慮して慎重に行う。なお、詳細については、香川県立図書館資料廃棄要綱に定める。

附 則

- 1 この方針は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 香川県立図書館資料収集方針（昭和60年8月5日 施行）は、廃止する。

附 則

この方針は、平成26年11月27日から施行する。